

長門市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成31年3月22日

長門市監査委員 岸 田 弘 稔

長門市監査委員 大 草 博 輝

## 第1 監査の概要

### 1 監査の実施方法

定期監査は、平成29年度長門市の予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、また、経済性、有効性についても意を用い、次の方法で実施した。

#### (1) 実地監査

監査資料の提出を求め、監査委員事務局職員及び監査委員が監査対象機関及び監査対象施設等に往査し、質問、照合、実査、確認等の監査技術を用い実施した。

#### (2) 書面監査

予算規模が小規模な機関等については、監査資料の提出を求め、財務関係システムにより出納関係書類の確認を行う等書面による監査を実施した。

### 2 監査の実施状況

#### (1) 監査の期間

平成30年8月27日から平成30年11月30日まで。

#### (2) 監査対象機関

| 区 分   | 監査対象機関数 |      |
|-------|---------|------|
|       | 実地監査    | 書面監査 |
| 本庁（課） | 24      | 2    |
| 出先機関等 | 11      | 16   |

### 3 重点監査項目

- (1) 前回の監査指摘事項等は、改善されているか。
- (2) 収入事務について、適切な対応がされているか。
  - ア 調定事務は適正に行われているか。
  - イ 徴収事務は適正に行われているか。
  - ウ 延納、分納及び徴収停止の措置は適切か。
  - エ 現金の取扱いは適切か。

## 第2 監査の結果

市の財務に関する事務の執行及び債権の管理について、適法かつ適正に執行管理されているかを主眼に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部には留意改善すべき事務処理が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、口頭等により改善又は検討を要望した。

## 1 指摘事項

### (1) 補助金等交付事務について

ア 事業内容に変更が生じた場合には、交付要綱等により、補助金変更交付申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならないと規定されている。

しかし、交付決定された補助金等の申請内容と実績に乖離があったにもかかわらず、変更申請などの手続きが執られていなかった。

については、補助金の交付決定及び完了実績の審査等が不十分であるので、留意改善されたい。

【企画政策課】

イ 概算払については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第143条の規定に基づき、概算払を行ったその精算は、年度をまたがって行うことはできないとされている。

しかし、概算払により交付された補助金等について、翌年度に精算手続きが行われているものがあつたので、留意改善されたい。

【福祉課】

ウ 長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成20年規則第46号)については、補助金等の対象経費や補助率等が、事業によって様々であることなどから、補助金等の交付手続に関し必要な事項を別に定めることとしている。

補助金等の交付において、交付要綱等では、補助金額に千円未満の端数を生じた場合は切り捨てることと規定されているが、円単位で交付しているものがあつたので、留意改善されたい。

【市民活動推進課、観光課】

### (2) 契約事務について

ア 随意契約ができる種類及び限度額は長門市財務規則(平成17年規則第57号。以下「財務規則」という。)第104条により規定されており、この限度額を超えた場合は競争入札によることとなっている。

平成28年に策定された本市の「随意契約ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)においては、「一括で発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。」と記載されている。

しかし、修繕工事について、合理的な理由もなく、限度額以下となるよう分割して契約を行っているものがあつたので、留意改善されたい。

【上下水道局】

イ 随意契約ができる予定価格の額は、単価契約においては、年間支出予定額であり、長期継続契約によるリース契約においては、ガイドラインにより、「複数年の物件の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。」とされており、契約期間の支出予定総額で判断することとなっている。

しかし、予定価格の額を年額、月額又は単価で判断しているものがあり、本来は競争入札を実施すべきところを随意契約による契約としているものがあったので、留意改善されたい。

【企画政策課（金子みすゞ記念館）・総務課・市民活動推進課・観光課・建築住宅課・教育総務課・三隅支所・油谷支所・消防本部】

## 2 意見

### (1) 収入事務について

市では効率的な行政運営を推進するために、平成 27 年度に策定した「公共施設等総合管理計画及び公共施設等総合管理計画第 1 次アクションプラン」に基づき、長期的・計画的な視点で公共施設等の最適化を進めており、同計画等に沿って施設の更新・移転又は廃統合・解体等が行われている。

これらの施設に係る動産の一部は売却されているものの、多くは売却手続きを行うことなく廃棄されている。これらの処分については、市民に広く周知を行い、「せり売り」等の方策も検討しながら収入の確保に努められたい。

### (2) 支出事務について

ア 支出科目について、交際費で支出すべきところを需用費で支出していたものがあったので、改善を検討されたい。

イ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペン（以下「消せるボールペン」という。）は、その性質から改ざんが容易であること、また、温度の変化により文字等が消えることから、長期的な保存に適していないため、証書類等への使用は不適切である。

しかし、請求書や見積書等の支出関係書類に、消せるボールペンが使用されているものが散見された。職員は、市が作成する公文書に使用しないことはもとより、市へ提出される文書等についても、消せるボールペンを使用しないよう相手方にも周知されたい。

### (3) 契約事務について

随意契約とは、競争の方法によらないで任意に相手方を選択して契約を締結する方法であり、本市においては、財務規則第 104 条で、随意契約ができる契約の種類及び限度額が規定されている。

随意契約は、競争入札の特例であることから、契約理由は誰もが理解でき

る真実の内容であることが必要である。

随意契約を締結しようとするときは、令第 167 条の 2 第 1 項のいずれの号に該当するかを明らかにし、決裁文書において具体的に適用理由を明記する必要がある。

しかし、契約締結伺いにおいて随意契約とした理由が記載されていないもの、また、適切でない理由により随意契約を行っているものがあつた。

については、関係法令を遵守し、市民に対する説明責任を果たすとともに、「最少の経費で最大の効果」のコスト意識を持って適切な執行に務められたい。

#### (4) 工事について

工事に関する書類については、長門市工事執行規則（平成 17 年規則第 130 号）に基づき作成される工事請負契約書において、請求、通知、報告等は書面により行うことが規定されている。

これに基づき、「工事着手通知書」、「工事完了通知書」、「工事引渡書」等並びに監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料以外で設計図書に明示された工事材料の「品質証明書」、「検査成績書」等が請負者から提出されている。

しかし、一部の工事においては、当該書面に日付の記載のないものがあつた。

近年、品質データ偽装、性能偽装及び検査データ改ざんなどが社会問題となっており、書面の日付は重要となること等から書類の受領にあたっては、注意を払われたい。

## 別表

## 平成 30 年度 実地監査実施状況

| 監査実施日  | 曜日 | 監査対象                           | 監査委員名     |
|--------|----|--------------------------------|-----------|
| 8月27日  | 月  | 日置小学校<br>日置中学校                 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 30日    | 木  | 浅田小学校<br>三隅中学校                 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 10月17日 | 水  | 図書館<br>中央公民館                   | 大草博輝      |
| 18日    | 木  | 総務課<br>(俵山出張所)                 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 19日    | 金  | 成長戦略推進課<br>都市建設課               | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 22日    | 月  | 商工水産課<br>企画政策課                 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 29日    | 月  | 教育総務課<br>各学校教育課<br>生涯学習スポーツ振興課 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 30日    | 火  | 観光課                            | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 31日    | 水  | 子育て支援課<br>企画政策課                | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 11月1日  | 木  | 農林課<br>農業委員会<br>福祉課            | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 5日     | 月  | 企画政策課<br>(金子みすゞ記念館)            | 大草博輝      |
| 7日     | 水  | 総務課<br>健康増進課                   | 岸田弘稔      |
| 9日     | 金  | 消防本部<br>総合窓口課                  | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 13日    | 火  | 税務課<br>議会事務局                   | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 14日    | 水  | 上下水道局                          | 岸田弘稔、大草博輝 |

| 監査実施日 | 曜日 | 監査対象  | 監査委員名     |
|-------|----|---|-----------|
| 16日   | 金  | 日置支所<br>日置農村環境改善センター<br>企画政策課<br>(香月泰男美術館)<br>選挙管理委員会 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 19日   | 月  | 都市建設課<br>建築住宅課<br>油谷支所                                | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 20日   | 火  | 防災危機管理課   | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 21日   | 水  | 成長戦略推進課<br>三隅支所                                       | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 26日   | 月  | 財政課<br>商工水産課  | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 28日   | 水  | 観光課<br>生活環境課  | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 30日   | 金  | 市民活動推進課   | 岸田弘稔、大草博輝 |

上記以外の課等にあつては、提出された監査資料により書面審査を行った。